市 第 3055号 令和2年11月16日

大阪府個人情報保護審議会 会長 長谷川 佳彦 様

大阪府知事 吉村 洋文

住民基本台帳ネットワークシステムにおける 本人確認情報の条例による利用について(諮問)

住民基本台帳ネットワークシステムに保存する本人確認情報を、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項第2号の規定に基づき、府の条例に定めて利用することについて、同法第30条の40第2項の規定により、諮問します。

諮問事項

1) 根拠規定

住民基本台帳法第第30条の15第1項第2号(条例による本人確認情報の利用)

2) 利用事務

事務名 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金に関する事務 事務概要 府立大学等の設置者である公立大学法人大阪に対し、授業料等減免の実施 に係る授業料等支援補助金を交付する。

根拠法令等 大阪府立大学·大阪市立大学等授業料等支援補助金交付要綱

上記事務について、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。) で大阪府が保存する本人確認情報を利用するため、住民基本台帳法第30条の15第1項第 2号に基づき、事務を追加する

3) 取扱う個人情報

本人確認情報

(氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報)

※住民基本台帳法第30条の6の規定に基づき、市町村長が都道府県知事に通知。

4) 利用事務追加の理由

大阪府においては、令和2年4月1日より、子育て世帯への支援等を目的として、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校に在学する学生の授業料及び入学料の減免を実施している。現状においては、保護者等への課税情報を確認するため、保護者等より課税証明書等の提出を受けている。

令和4年4月1日から、保護者等の負担軽減及び事務の効率化のため、保護者等からの課税証明書等の提出を不要とし、個人番号を利用した情報連携により、課税情報の確認を行う予定をしている。当該情報連携を実施するにあたり、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という)による個人番号の真正性の確認が必要となる。よって、住民基本台帳法第 30 条の 15 第1項第2号に基づき、大阪府住民基本台帳法施行条例に上記事務を追加する。

※住基ネットは、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するために、各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築したものである。

- ※住民基本台帳法では、住民基本台帳法に規定された事務以外の事務については、条例で定めることにより、住基ネットの本人確認情報の利用が可能となる。(同法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号)
- ※大阪府においては、現在、住民基本台帳法に規定された事務(同法第30条の15第1項第1号)に加え、平成23年3月22日より大阪府住民基本台帳法施行条例を制定し、 条例で定めた29事務について、住基ネットで大阪府が保有する本人確認情報を利用 している。
- ※平成27年10月5日より住民基本台帳法が改正され、住民票コードから生成された個人番号が住基ネットにおいて保存されている。
- ※個人番号の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例において、府独自の個人番号利用事務として、「公立大学法人大阪が設置及び管理を行う大学等への修学に要する授業料及び入学料の減免に関する事務」が追加される予定である。(令和4年4月1日施行予定)

5) セキュリティ対策

住基ネットについては、住民基本台帳法等による制度面からの対策、技術面・運用面からの対策により、十分な安全確保の対策が取られている。また、住基ネットの運用開始以来、セキュリティの確保を最優先に取り組んできたことから、これまで、個人情報の漏えい等のセキュリティ事故は発生していない。

事務を追加することにより、住基ネットに係る端末の操作者が増えるが、操作者に対してもこれまで以上にセキュリティ確保を徹底するよう周知するとともに、職員への研修や漏えい防止措置の徹底など、個人情報の保護には、万全を期す。

なお、住基ネットにおける個人番号の取扱いについては、特定個人情報保護評価を実施し、パブリックコメント(平成27年2月4日から平成27年3月5日)及び第三者点検(個人情報審議会への諮問)を経て、平成27年5月29日付けで評価書を公表している。(令和2年5月28日に再実施)